

麻生邸リアリティツアー事件国家賠償請求訴訟団ニュースレター

ででこい!

第1号

【10年6月7日】

頒価:カンパ制

編集・発行:麻生邸リアリティツアー事件国家賠償請求訴訟団
〒160-0023 東京都新宿区西新宿4-16-13 MKビル2F フリーター全般労働組合気付
TEL/FAX: 03-3373-0180
Web: <http://state-compensation.freeter-union.org/> mail: realitytour.st.comp@gmail.com

郵便振替:00130-9-282713 口座名:麻生国賠
(他行からの振込 店名:〇一九店/預金種目:当座/口座番号:0282713)

～なくせ公安条例、
謝罪しろ警視庁・裁判所～

麻生邸リアリティツアー弾圧事件

国家賠償請求訴訟

第1回口頭弁論が開かれました。

2010年5月17日、麻生邸リアリティツアー弾圧事件に対する国家賠償請求訴訟(麻生国賠)の第1回口頭弁論が開かれました。原告フリーター全般労組の組合員をはじめ50名を超える支援者が結集し、傍聴席に入りきれない人が出るほどでした。法廷では原告3名がそれぞれ本人陳述を読み上げ、傍聴席からの熱気あるかけ声と圧倒的な拍手で受け止められました。

今回のニュースレター第1号では、原告3人それぞれの裁判にかかる意気込みにあふれる陳述書全文と、弁護士会館に会場を移しての報告集会兼交流集会の概要をお届けします。

原告意見陳述全文

園 良太

私に対する「東京都公安条例違反」は明確に不当逮捕である。ただ道を歩いていただけの私に公安警察が体をぶつけて逮捕し、12日間も拘留するやり方は論外だ。時の首相宅へ行かせたら自分たちの面子に関わるという公安警察の私的な事情でしかなく、私は彼等の私情に付き合う気は一切ないし、与えられた被害は確実にやり返す決意である。

それにしても、首相宅を見に行くことがこれだけ妨害される社会は、私たちがこの社会の成り立ちを理解し変革していく力を常に奪い続けている社会ではないだろうか。その根底には責任追及を恐れる権力者たちの怯えがある。

私は逮捕される直前に「麻生首相の家に向かっていきます。自民党の総裁である彼の、戦争を支持してきたことの責任、貧困を作り出してきたことの責任」と話していた。それは私が社会運動に参加し始めた2002年から積み重なった切実な思いだからだ。

麻生が選挙を経ずに首相になれたのは、小泉首相が「小泉劇場」と呼ばれた2005年の衆議院選挙で獲得した大量の議席数があったからだ。自民党は戦後一貫してアメリカへの戦争協力を続けてきたが、小泉は「対テロのため」とアフガニスタン・イラクの2つの侵略戦争を全面的に支持・協力し、ついに戦後初めて自衛隊をイラクへ海外派兵した。両国では数十万人以上の民衆が米英軍に虐殺され、航空自衛隊は米兵を輸送していたが、小泉も自民党政権もその責任は全く問われてこなかった。

また小泉は私たちの生活を根本的に破壊した。労働市場の規制緩和と社会保障の削減を極限まで行う新自由主義政策を進めた。私の就職活動も非常に厳しかったし、フリーター全般労働組合には毎日のように解雇された人々の相談が来ていた。2009年初頭の「派遣村」もその結末である。しかし小泉は自らを改革者や私たちの代弁者のように演出した。それを受け継いだ安部も「美しい国」と言いながら実際は改憲とさらな

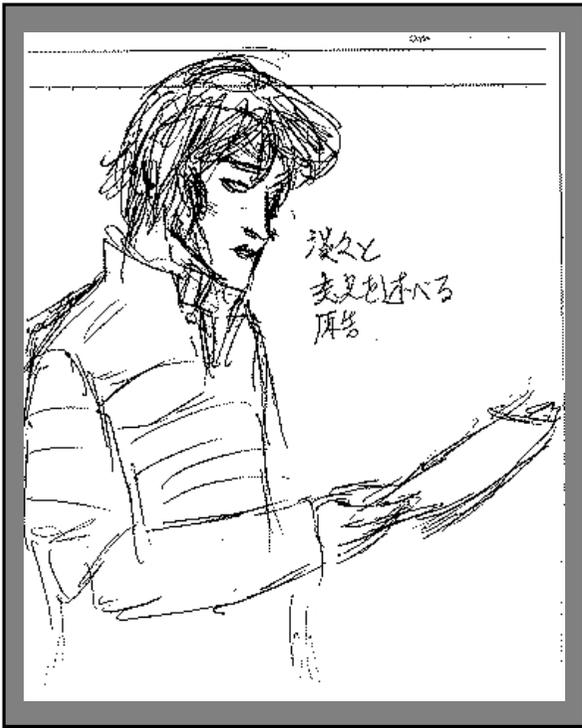
る新自由主義を進め、麻生もおたく趣味を若者に披露しながら実際は「庶民のみなさん」と馬鹿にした。これは今の民主党政権でも「事業仕分け」の過剰演出などに引き継がれている。

こうして私たちは矛盾した感覚を植え付けられた。TVでは私たちの足元を崩している張本人が私たちの未来を牽引するかのようには振舞う姿を見せられる。民衆を虐殺する張本人が「テロを撲滅して平和を作り出すためだ」と正当化する言葉を浴びせられる。これは私たちが根本的に誤魔化された世界を生きていることの証拠であり、そんな世界で無感覚になれば人々は単なる奴隷になる。私はそれとは異なる未来を選びたい。

麻生は戦前に朝鮮人を炭鉱で強制労働させて成り上がった財閥の御曹司だ。戦後の自民党政権が成立した背景である、植民地支配の責任放棄の上に存在している。短期的にも長期的にも、麻生は権力の欺瞞を体現している。絶対に拒絶されるべき人物がついに首相になってしまったのだ。しかし権力は安部、福田の突然の政権投げ出しによって破綻し始めていた。麻生は最後の張りぼてだ。そんな醜悪な張りぼてまで見せ付けられたら、私たちはもうこの世界の観客でいる訳にはいかない。麻生首相の豪邸を見に行く、即ち「リアリティー」を取り戻すための「ツアー」に出て、主体性を取り戻さなければならない。それは検察でも裁判官でも誰もがもちうる人間的な欲求であり、加えて私たちフリーターは社会的に抑圧され続けてきたのだ。

私たち原告に対する弾圧には、権力の張りぼてを必死に隠そうとする醜さが出ていた。公安警察のタコ親父こと栢木は真っ赤になって手当たり次第に逮捕を命じ、渋谷署の宇井は通行許可を簡単に翻した。また私は拘留中に検察官に激しく罵倒されたが、その顔は周りからの焦りとプレッシャーで歪んでいたことをよく覚えている。そして私に「外の仲間はお前を見捨てる」「お前らの運動は単なる遊びだ」と言い続けたが、それはまさに彼ら自身の日常を言い表している。

私は逆に拘留中も多くの友人に支えられた。差し入れの救援活動、不当逮捕の映像の拡散、渋谷署への激励行動は本当に嬉しかった。私が全国各地の運動に参加して知り合った知人はそれぞれ街頭で抗議行動を起



A(匿名)

俺は子供の頃から不登校とひきこもりを繰り返し、高校中退後フリーターとなった。

社会に出てからも、一人前の「労働者」一人前の「消費者」として扱われないフリーターとして排斥され、競争の結果、人に信頼を持たず、抱えている問題は個人化され、心を病んでいった。

そして、リアリティ・ツアー当時もうつを患い、ひきこもっていた。

リアリティ・ツアーに参加したのは、様々な問題を個人化されることなく、根源的な日本の現実を目にし、リアリティを取り戻したいのと、競争で分断化された人の繋がりを、仲間と出会うことによって取り戻したいという気持ちからだ。それでフラつきながらも外へ出てみる気になった。

ところが、ツアーは5分程進んだ所で、突如襲いかかった私服の公安と制服警官によって中止させられた。

先頭に立ってみんなを案内しようとしていた人が引き倒されたので、俺は、「何をするんだ!」と言おうとしたが声にならず、とにかく近寄って何でなのか聞こうと思っていたが、ぼーっと立っていた。

すると目の前に警官が立ちふさがり、こちらからは何の手出しもしていないのに、何人かに引き倒された。

俺も「公妨」の「現行犯」として逮捕され、手足を4人の警官に掴まれて、宙吊りのまま交番に連行された。

何もしていない人間が3人も逮捕され、渋谷の日曜日の風景と、仲間との繋がりを一瞬で分断する警察の凶行だった。

渋谷の街ではビルの屋上の巨大で過激な看板や、店頭での拡声器による呼び込みや、プラカードはあたり前なのに、ツアーの先頭に立ち、案内のためのプラカードを掲げただけで「無届けデモ」として逮捕された

こしてくれた。そして原告の他の二人は現場で自分を助けようとしてくれた。私たちはこうしたつながりの中で今までもこれからも生きていく。しかし不当逮捕と長期拘留はそれを断ち切るためにあり、過去にも多くの人が自由と信頼関係を壊されてきた。拘留延長の理由に「証拠隠滅と逃亡の恐れあり」が必ずあげられるが、私たちは自らのこころと生活を守るために一刻も早い釈放を求めるのだ。私は日本国と東京都が私たちを不当逮捕したことを認めて謝罪することと、不当逮捕や違法な長期拘留の完全な撤廃を要求する。

また、権力者の責任追及は民衆自身が未来をつくるための基本であり、麻生邸を見に行こうとした今回の行動はその温和な表現に過ぎない。そして路上の自由も政治行動の自由も私たちの基本的人権であり、古くから人は路上に集まり、語り、行動してきた。デモも集会も、主催する民衆自身が場所・コース・時間・デモの幅・表現手法を自由に決めるべきなのだ。東京都公安条例はその規制を強化するための歴史的な産物に過ぎず、いつでも不当逮捕できるこの条例は撤廃することを要求する。今も日本は侵略戦争、貧困の拡大、弾圧強化の道を進んでいる。だからこそ私たちは、自らが主役となってこの世界を変える自由と想像力を絶対に手放さない。

のだ。

すなわち、金儲けと消費だけが合法で現実の全てであり、金を払わずに自分たちで楽しみを作り出すことや貧乏人であることは違法だというイデオロギーがここにある。

こうした警察当局による「認定」と「差別」や「許可」と「排除」は恣意的であり、とても民主主義とは相容れないものであるが、戦前のファシズムにもつながる一方的な「無届けデモ」なる「認定」と無法な逮捕が今日の渋谷で白昼に行われたのだ。これが日本のリアリティだと身をもって体験することができた。

その後、ユーチューブでもこのときの映像が公開されたが、これを見た多くの人々には、日常の風景が違ったものに見えただろう。

勾留に関して裁判官内田哲也は、俺が、1) 定まった住居を有しない。2) 罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由がある。3) 逃亡し又は逃亡すると疑うに足る相当な理由がある。として勾留を許可したが、当時俺は、生活保護を申請中で、住居があり、生活保護をその住所で受けることにしていたので、逃亡なんて出来るはずがなかった。又、「公妨」の「現行犯」の「証拠」をどうやって隠滅するのか訊きたい。

当時俺は、「気分変調性障害及び広汎性発達障害」の診断を受け、通院中だった。(現在は、別の病院に通い、「特定不能の広汎性発達障害」の診断を受け通院中)

警察の取り調べで、渋谷署の伊藤、佐野の両警察官



被告席の国側・都側の代理人たち

は、うつになった原因の、心の傷となっている過去の出来事を、押収したケータイのメールや日記帳から何度も引用し、調書をとろうとした。これは病人に対する差別であり精神的拷問である。

そして、「日常的に公安が張り付くことになるぞ」と脅したり、転向を強要した。

これらは明白な人権侵害だ。

留置場で死んでやろうかと思ったほどだ。

違法な、逮捕、勾留、取り調べ、そして、留置場、検察、裁判所での内規(朝から素手で便所掃除させたり、手錠をつけたまま昼飯を喰わせたりなど)、そして「公妨」の「現行犯」の「証拠」探しに自宅にガサに入るなど、人権侵害だけでなく、嫌がらせか見せしめとしか思えないことが平気でまかり通っている。

これらに関わった全ての者は謝罪せよ。

最後に、これらの悲惨なまでの現実が、現実の全てではないことを言いたい。ひきこもっていても、オリの中にいても、勇気づけられたのは、支援して下さった方々が沢山いてくれたことと、様々な問題に対して、真実を求める人々の作る目には見えないものが現実にあったからだと思う。目には見えないものは広告なんかで塗り替えられるような、ちゃちなものじゃないし、それこそが現実だと思っている。

最後まで闘います。

渡邊 洋一

私は 2008 年の 10 月、渋谷駅付近の現場で、公務執行妨害罪の容疑で逮捕されました。そのとき私がないをしていて、現場にいた警察官が何をしてたのか、写真や映像には残っていません。公務執行妨害罪という容疑は後から聞かされたことで、自分が何の罪をおかしたのか、逮捕された当ても現在もわかりません。

同じとき同じ場所にいても、事態の捉え方は人によってさまざまです。私は犯罪を犯した意識はないが、

ある警察官が主観的に何かを感じ取っていたということはある話です。現場にいた警察官のうちの誰かが、私を逮捕できる、とか、逮捕するべきだ、と考えたのでしょう。そうした判断を下したのは、現場で指揮をとる数人の警察官か、あるいは一人の警察官です。その判断は、会議で検討するとか、逮捕状を請求するとかいう手続きはなしに、現場のごく少数の警察官によってくだされたものです。

そうして私は、はっきりとしない容疑のために警察署に連行され、二週間のあいだ勾留されたのです。

この裁判で私が明らかにしてほしいことは二つあります。

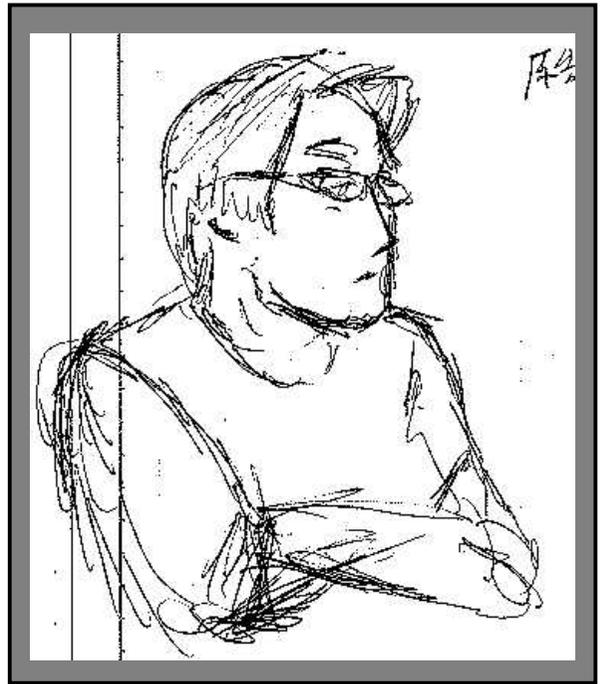
第一に、この事件はどのような人物によってなされたものなのか、明らかにしてほしい。現場を指揮した警察官は、どのような政治的背景をもっている人物なのか。彼の生活態度、規範意識、人間観はどのようなものか。彼はどんな教育を受けていて、どのような職業態度・職業意識をもっているのか。この事件の偶発的要因を占めている当該警察官の人格について、明らかにしてほしい。

第二に、警備課の警察官が行っている法律の運用について、裁判所はどのように検証し統制しているのか、明らかにしてほしい。現場からの報告に嘘や誤認が含まれている場合、判事はどのような手段でこれを検証し修正するのか。また、事後になって嘘や誤認がわかった場合、裁判所は当該警察官にどのような働きかけをするのか。裁判所がもっぱら警察の判断を追認することにならないための制度的保障について、釈明を求めたい。

第一の点は国と東京都に対して、第二の点は今回の判事に対して、釈明をもとめます。

判事のみなさんが、法の公正を保持し社会秩序の安定に資することを望むならば、法を私的に解釈し濫用した警察官を厳重に取り締まるべきです。仮に、法の公正を信じていないのならば、その席に座ることを自ら辞退し一人の私人にかえるべきです。

おそらく判事のみなさんは、その席に座り続けることを望むでしょう。そして、その席で「公正」や「公共」という言葉を使いつつ、現実には警察官を統制できないために、警察の判断は正しかったのだと追認す



ることになります。行政機関と司法機関の全体が、一人の警察官の主観的判断にふりまわされ、追認するのです。

結局、警察組織の末端で為されたあやふやな法解釈は、十分に検証されることなく追認され、判例になってしまいます。おそらくこれまでも統制を失った無秩序な状態があって、市民感覚から逸脱した異様な判例を生み出してきたのだと推測します。

この事件で、私は生まれて初めて留置場に入れられました。留置場で学ぶことなどほとんどありませんが、一つだけ知ったことがあります。留置場で出会ったある暴力団員が、私にこう言いました。「警察ってのは日本最大の広域暴力団だぜ」と。こういうやさぐれた態度を私はよしとはしません。この言葉は少しだけ真実を含んでいます。彼ら暴力団員は警察に近い場所にいることで、警察活動の公的なみせかけに隠れた私的な性格を見ているのです。おそらく多くの市民がそのことを漠然と感じとっていて、行政機関や司法機関に属する人々も口に出しては言わないが同じ認識を共有しているはず。私たちは犯罪者や犯罪者を遠ざけて暮らしていますが、警察をめぐる認識はかなりの部分を犯罪者と共有してしまっているのです。

今回の裁判の要点の一つは、警察組織に対する評価と統制をめぐるものになるでしょう。市民の政治的文化的表現活動を、私的な信条にまかせて暴力的に破壊

した警察官がいる、もしくは、そうした疑いのある警察官がいるのです。法を私物化したこの警察官を点検し、処分し、公私の分別をはっきりさせるべきです。もしもそれをしないのならば、この裁判に関わる人間はみな留置場でうなだれている暴力団員と同類ということになってしまいます。こんな屈辱はありません。ある警察官の誤りを容認するだけでなく、さらには、暴力団員がもつ卑屈さをも共有しろということです。それは、誰が誰にというのではなく、原告も被告も判事も司法制度も、すべてが侮辱され屈服させられるみじめな事態です。そんなおそろしい結論は、どうかさけてほしいと思います。

この裁判で判事が何を言うか何をするか、私は見ています。正当な理由もなく勾留された私たちに対して、公的な釈明とはっきりした謝罪がなされることを期待します。

以上。

法廷イラスト: 白石画



口頭弁論が 終わって… 報告集会の様

口頭弁論に引き続いて弁護士会館で報告集会兼交流集会を持ちました。傍聴席に入れなかった支援者も合流し、立ち見を含む 30 名以上の参加がありました。会場には原告フリーター労組と訴訟団の「なくせ公安条例！ / すべての表現に自由を」のバナーが飾られ、訴訟団事務局長の司会進行のもと、弁護士 2 名、原告 3 名の報告と、各地で国賠を闘ってきた仲間からの連帯アピールがありました。

(文責:編集部)

弁護士より

川村理弁護士から

訴訟の概要について

今回の訴訟は「麻生邸リアリティツアー」と名づけられた活動に対して、公安条例と公務執行妨害が適用されたことについて違法性を争うもの。この裁判ではあらためて公安条例の違憲性を追求することが柱となる。公務執行妨害についてはその事実はない、やっていないという主張。公安条例については憲法違反というだけでなく、公安条例を適用する要件に当たらないという二段構えの主張を行っている。原告四名のうち、フリーター全般労働組合については、不当な捜索と差し押さえを受けたことについてその違法性を争う。

国賠は民事訴訟の手続きを踏むことになる。こちら側は約 20 頁の訴状を提出していて、それを主張したことになる。国側は反論の書面をすでに出している。国側が言っているのはただ一点。「裁判官の令状が違法になるのはものすごく限られた場合のみであって今回はそれに該当しない。」国賠での国側の書面はいつもこのような内容なので「またやっているな」という感じです。肝心の東京都が今回のこちらの訴えを実際に受けて立つ側になる。次回までに東京都は反論を出すことになっているが、準備するまでにまだあと 2 ヶ月かかると言っている。こちら側の法律論や事実関係に対して、特に原告の一人は取り調べの違法性も指摘しており、多岐にわ

たる事実関係の調査が大変なのだろう。次回の 7 月に実質的な相手方の反論が出てくる。それに対する反論がさらにその次になります。そうしたやり取りを今後 4, 5 回行ったあとに、警察官の証人尋問、原告側の証人尋問と続いていくと思う。当面は、今後被告が出してくるであろう反論に対するこちら側の再反論がとても重要になると思っている。

大口昭彦弁護士から

訴訟の社会的意義

みなさん、きょうは大勢傍聴くださりましてありがとうございます。この裁判が非常に重要であり、注目されている裁判であることを代理人としてもひしひしと感じております。

本日の三人の原告の方の意見陳述は非常に個性的でありますし、大切なことが述べられていたと思います。また傍聴席も非常に元気がよくて結構であったと思います。組合の方の意見が聞けなかったのが非常に残念ですが、今日の意見陳述にも出ていたように、この時代、現代においてこの裁判が起こされていることの意味が非常に大切だと代理人席にいて感じました。

今さら言うまでもなく、自民党の凋落と解体過程が出てきておりまして、いったいあの当時偉そうにしていた麻生とはいったい何であったのか、ということがあらためて現実に関わっています。麻生は 62 億の家に住んでいる。かたや路上生活を余儀なくされた人が何万人といる。62 億って一体どういうことなのかと思うのは極

めて当然の感覚です。62億の家に住んでいるといわれてもピンとこない、それなら見に行こうということになり、ぞろぞろ見学に行こうというときに、「いや、こいつらの行動は許せない。ほっておいたらいかん。つぶしてしまえ」と現れた公安警察とは一体何であるのか。これが問題の本質です。またそうであるがゆえに、非常に注目されていて支援の方々の輪が広がっているのだと思います。

韓国での民主化革命、1960年の4.19革命以降の闘争の過程や現代のタイやギリシャで繰り広げられている闘争において、街頭行動、つまり人民が街頭に出て直接に意思表示をすることがいかに大切であるかは、あらためて言うまでもないことです。しかし残念ながら、この日本ではかつては公安条例の違憲性を問う裁判がいくつも起こされて、憲法違反だと明言した判決もいくつが出されました。しかしその後そうした状況はほとんどありません。では、そういうことが問題にならない社会なのか、そうしたこ

とを問題にしなくてもよい社会なのか？ まったくそれは違うわけであります。まさに今こそ、現在の状況に対して、みんなが直接立ち上がって自分の意思をぶつけていかなくてはならない。このことが要求されているし、またそうしなければいけないという時代になっている。だからこそ、ちょっと人が集まって移動しはじめたと同時に、「つぶせ」と公安警察が出てきた。こういうことなのだろうと思います。

この点で、今回の麻生邸ツアー問題は非常に現代的な問題でありますし、そのような行動に対して警察がつぶしにかかるということも非常に現代的であります。またそれに対して、根底的に憲法違反である公安条例に対して闘うのだということも、非常に現代的な社会課題を担った皆さん方の決起であり、とても大切だと思います。原告からの問題提起にもありましたが、非常にシビリアンな社会であるときに、みずから立ち上がって今の日本政府に対して闘うという行動を起こされたことは非常に意義深いことだと



集会のようす

思います。ぜひこの裁判に勝利することによって、今のこの日本の状況に対して大きくこぶしを挙げていく、攻めていくということを、みな

さんと共に闘って実現できればと思います。代理人もがんばりますので宜しくお願いします。

原告から

園良太

自分が裁判に立つとは思ってもみなかった。どういう規模になるのか当日になるまで分からなかった。事件から1年半も経ってしまい不安な部分もあったが、これだけ集まっていただけで感謝している。もちろん自分が逮捕されたことへの怒りもありますが、今回の場合は映像が力を持ったり、社会的に話題になったりして、一緒に参加してくれたみんなが救援でいろんなことをやって下さったり、社会的に話題になったことへの感謝の気持ちが高い。不当逮捕をなくしたいという気持ちもあるが、自分はデモの準備をしたりなど街頭行動をすることが多いのですが、そういう中で常に逮捕のリスクを考えて行動しなくてはいけない重荷を、裁判によって変えていきたいという気持ちが高い。裁判をやっていること自体が抑止力になるだろうという期待もあります。東京でデモをするときに、どうして両サイドから警察に圧迫されるのか。デモ申請にも何時間もかかる。なぜいろいろな圧力をかけられるのか。こうしたことの息苦しさ、おかしさをとにかく何とかできないか、という思いが強くあります。公安条例をなくすことを目指すことが自分の目的として大きい。デモの中で新しいことにチャレンジする時の重荷を減らしていけたら、と思っています。また映像の力も2008年の事件当時非常に発揮されたと思うので、メディアを使っておかしいことをおかしいと訴えていくこともできたらいいと思っています。ありがとうございます。

渡邊洋一

今日は傍聴席が全部埋まっていておどろきました。こんなに関心が集まっていることを知らなくて、当日になってびっくりして緊張しました。どうもありがとうございました。この件に対しては言いたいことがたくさんあって、意見陳述で何を書くかかなり悩みました。今回は絞った形でシンプルな形で、警察官を司法機関や行政機関はきちんと統制しているのかを問い、自分の意見として述べました。非常に強い管理社会といわれ、いろいろな取締強化がなされ、違法性のないものが違法にされて、犯罪的ではない、何の問題もなく何もしていない青年が犯罪者化されている社会の中で、その中心となる警察活動を誰が取り締まるのか。やりたい放題にさせていていいのか。こうしたことを、ちょっと複雑な言い方、あるいは皮肉っぽい言い方になってしまったかもしれないが、法的な活動としての警察活動といたいのであれば、それに見合ったきちんとした釈明が必要で、逸脱した警察官についてはきちんと点検して取り締まるべきでしょう、という話に絞りました。公安条例やその他にも、もっと言わなくてはいけないことがいっぱいあるだろうと思うので、今後がんばって書いていきたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

A(匿名)

意見陳述はしたんですけど、シンプルに言うてしまうと「みんながやるからやるんだよ」と。自分で主体性をもってひとりで裁判やるのがとてもできないから、そして、みんながやるからこそやる。

当たり前のことを当たり前と言えないことは、自分のうつとか病気にも関わっていて、リアリ

ティツアーに参加したこともそうですが、同じような思いを持っている人たちとつながることによって、ちょっとでも何かを作っていければいいなという気がしています。

リアリティツアーで集まった人たちや、勾留中、支援して下さった方々、今回裁判を傍聴して下さった人に感謝しています。

裁判というと堅苦しいですが、集まることによって何か共有して、当たり前のことを当たり

前だと言うことと、自分たちで何かを作っていければいいなと思います。

このあとも公園で気軽な交流とかありますので、お時間のある方はどうぞ。ゆでだこもあります。海のそばに住んでいるので、おみやげに持って来ました。楊枝でつまんで一口くらいですが、交流会でみんなで食べましょう。お時間のある方はぜひ。

アピール

国賠ネットワークの土屋さん

国賠ネットはできて 21 年目です。なかなか勝てないんですけども、長年闘ってきました。国賠は多分 10 年かかると思いますが、最後までがんばって下さい。今日は若い人の陳述を聞くことができ、傍聴も若い人が多くて新鮮で非常によかった。長生きはするもんだ。今日は定年傍聴隊でした。若者が闘っていることが新鮮でうれしく思いました。

富山(氷見)冤罪国賠を支える会

事務局の井上さん

「土田邸・日石・ピース缶事件」の被告として 14 年間裁判を闘い、無罪を勝ち取りました。国賠では 10 年かけて一部勝訴。長い間、裁判闘争をやってきました。現在は、富山の氷見(ひみ)冤罪事件国賠の事務局をやっています。氷見事件は服役後に真犯人が判明、検察自ら再審請求をし無罪が確定するという異例の展開をしてきました。現在、国賠裁判で「事件の真相」(冤罪の構造)を明らかにすべく闘っています。国賠ネットでは警察官の暴力行為についての闘いもいくつか経験し判例など、いろいろ研究しています。麻生国賠裁判では公安条例を憲法違反としても闘うそうですが、いろんな判例を研

究しながら、智慧を出し合いながら、裁判を勝利に結びつけていきたい。われわれもサポートしていきたいと考えています。

10.24 免状不実記載弾圧を許さない

国賠裁判で二審勝訴の B さん

取材と麻生国賠裁判の応援で来ました。2006 年の不当逮捕で小田原署に 10 日間勾留された。内田雅敏弁護士と川村理弁護士を弁護団に、神奈川県(県警)と国を相手取って国賠提訴。対国では負けたが、神奈川県に対しては地裁・高裁で勝訴。県警の情報収集の一環としての逮捕は違法であるという判決を勝ち取った。損害賠償金も勝ち取る。[公安警察の雑誌]『治安フォーラム』で国賠敗訴について残念だったと記述されており、少しは警察に打撃を与えることができたかと思う。

当面は書面審理なので数分で終わってしまうのが通例かと思いますが、今後の山場としてこちら側の証人の出廷時や、下手人の警官・公安警察が証人喚問で出てくるときには圧倒的に地裁を包囲できればいいと思います。

河内国賠の支援者

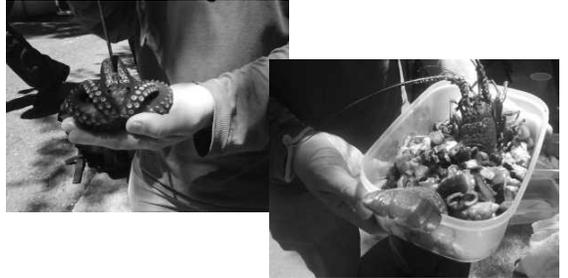
反戦運動の仲間 3 名がルームシェアしていたところ、過激派のアジトとしての住居使用という容疑で 2007 年に弾圧を受け 10 日間勾留された。神奈川県(警察)と国(検察)を被告に国賠訴訟。一審敗訴。控訴審が 7 月 8 日に判決。川

村弁護士にお願いしている。流れとしてはこちら側に有利な状況。最高裁まで行くと思う。支援をお願いします。

【番外編】

日比谷公園でのゆでたこランチ

報告集会のあとは、五月晴れの日比谷公園に向かい、Aさんが差し入れてくれたゆでたこにみんなで舌鼓をうち、昼下がりの木陰での交流やうたた寝など、思い思いの時間を過ごしました。2008年不当逮捕の指揮者、「ゆでたこ」こと栢木を法廷に引きずり出すのが楽しみです。



information

【次回の第二回口頭弁論は・・・】

7月26日(月)14時より 東京地裁 721 法廷にて

原告訴状に対する東京都（警視庁）の答弁書が明らかになります。手続き自体は数分の書面のやり取りで終わる見込みですが、都・国・裁判所を追い詰めるべく圧倒的な傍聴支援を引き続きお願いします。

【カンパと賛同のお願い】

6月7日現在、個人賛同 86、団体賛同 5、カンパ約 28 万円です。

カンパを寄せて下さった方には、ニュースレターをお送りします。メルマガも発信予定ですので、ご希望の方は賛同・カンパの際には郵送先あるいはメールアドレスをお知らせ下さい。口頭弁論当日のカンパは 8,046 円でした。ありがとうございました。



[2010年2月26日]・東京地裁に提訴・訴訟団結成デモ(厚生労働省、法務省、検察庁、警視庁、裁判所、皇居前をデモ行進)・提訴記者会見(川村弁護士と原告4人参加)

[5月17日]・東京地裁にて第1回口頭弁論・報告・交流集会

[6月7日]・ニュースレター第1号発行

結成デモ直前の様子(写真:mkimpo)



【編集後記】

多くのおみなさんのご協力・ご参加のおかげで第一回口頭弁論は傍聴席を埋め尽くすことができました。どうもありがとうございました。今回は報告・交流集会を行い、提訴時はデモをしましたが、今後も口頭弁論にあわせた報告集会や公安条例の問題性に切り込む学習会やメディア活動など、いろいろな企画を考えています。国賠ブログの告知などにぜひご注目。法廷闘争は長期戦となりますが、訴訟団は支援の輪を広げながら息長く完全勝利まで共に歩いていく決意です。

賛同とカンパの呼びかけ



日頃より大変お世話になっております。

去る2008年10月26日に東京・渋谷で行われた「リアリティツアー262億ってなんだよ。麻生首相のお宅拝見」にて3名が不当逮捕され、Youtubeの映像を通して抗議の声が広がったことはみなさまもご記憶されていると思います。

※当時の救援サイト：<http://asoudeko.jp/blogsf2.com/>

ただ歩道歩いていただけで「公安条例違反」、一切手を出していないのに「公務執行妨害」とするひどい逮捕事件でしたが、不当逮捕の瞬間を撮った映像は再生20万回を超え、全国のみなさまから抗議への賛同や文化人声明が集まり、国会でも警察の責任が追及されました。そして同年11月に無事3名の釈放と不起訴を勝ち取りました。

そして事件から1年数か月たったいま、逮捕された当該3名、不当な家宅捜索を受けたフリーター全般労働組合、その支援者が中心となり、責任者を追及し、不当弾圧をなくしていくために、国と東京都を相手取って国家賠償請求訴訟を行うことを決意しました。2010年2月26日、東京地裁に提訴し、国賠訴訟団結のデモならびに記者会見を行いました。3月末からは公判開始が予定されています。そこで、みなさまからの賛同

を広く呼びかけたいと思います。また裁判闘争を続けていくには多くの費用がかかりますので、ぜひカンパのご協力をお願いいたします。

この麻生邸ツアーは、大金持ちとして知られる首相の家を自ら見ることで私たちが置かれた社会状況を理解し、格差と貧困の責任がどこにあるのかを問うものでした。麻生自民党政権は終わりましたが、格差と貧困の問題はいつこうに解決されず、こうした運動の重要性は増えています。貧困状況にある私たち自身が行動を起こし未来を切り開いていくことは、何よりも保証されるべきではないでしょうか。

一人目の不当逮捕の理由とされた「東京都公安条例」はデモや集会の自由を侵害する憲法違反の条例であり、私たちは公安条例撤廃を求めていきます。公安条例のそもそもの性格はGHQの指導の下に制定された治安弾圧法令であり、人々の様々な運動を今日にいたるまで規制してきた公安条例はただちに撤廃されるべきです。

麻生邸リアリティツアー弾圧に反撃した市民メディアの役割は大きなものでしたが、昨年10月に大阪・柏原市でおきた生活保護申請をビデオ撮影したことによる逮捕事件など、映像撮影者への圧力も強まっています。報道の自由を守るためにも弾圧への反撃は必要です。

何よりも重要なことは、どんな政権になっても、市民の側の監視や抗議が現状を変えるために欠かせないということです。国賠訴訟を通じて権力犯罪の責任を追及していくことは、不当逮捕や運動つぶしの家宅捜索の違法性を明らかにすることに加え、検察・警察による取調べ可視化の実現、自白強要や冤罪をなくすための被疑者の人権保障にもつながると考えます。

このような決意のもとに、麻生邸リアリティツアーへの弾圧が不当逮捕であることを司法の場で認めさせ、権力の不当な行使を繰り返させないよう、闘ってきたいと思います。

表現の自由を求める全てのみなさまへ、国賠訴訟団完全勝利への賛同とカンパのご協力をどうぞお願いいたします。

2010年3月12日

「麻生邸リアリティツアー事件」国家賠償請求訴訟団

今後の予定

第2回裁判

7月26日(月)午後2時から東京地裁・721号法廷で第2回裁判(口頭弁論)が開かれます。ぜひ傍聴にお集りください。

賛同・カンパの宛先／連絡先

●賛同していただける方は、名前・肩書き・メッセージ(任意)・公表の可否をご記入の上、Eメール: realitytour.st.comp@gmail.com か FAX 03-3373-0180 までお送りください。

●カンパは以下にお願いいたします。【ゆうちょ銀行振替の場合】口座名:麻生国賠/口座番号:00130-9-282713 【振替口座を他行などからの受付口座として利用する場合】店名:〇一九店/預金種目:当座/口座番号:0282713

●連絡先 〒160-0023 東京都新宿区西新宿4・16・13 MKビル2F TEL/FAX03-3373-0180 フリーター全般労働組合気付

短

- 2月26日 提訴。直後にデモ、記者会見。
- 2月27日 国賠ネット交流集會に参加。
- 3月12日 賛同・カンパ呼びかけ開始
- 5月17日 東京地裁にて第一回口頭弁論が開かれる。原告側本人陳述。閉廷後、報告集會と交流。

信

